

R6 年度 ICT 事業拡大支援事業補助金  
Q&A (10月11日時点)

■ 補助要件

□ 個人事業主でもいいのか？

→ 個人事業主の方も対象です。

□ 本社は島外で支店が島内の会社は申請できるのか？

→ 島外事業者（島外にある本店など）は、申請できませんが、島内事業者（島内の支店など）で申請してもらうことは可能です。

■ 補助内容

□ 「新たにデジタルを活用して業務拡大を図る事業」とは例えば？

→ (例) 業務を効率化するソフトウェア・クラウドサービスの導入（勤怠管理システムなど）  
アナログ作業を効率化する機器・システム導入（農業用ドローン&生育管理システムなど）  
インバウンド受入対策としてのキャッシュレス環境整備、多言語化システムの導入 など

□ 「機器購入」はどの範囲まで認められるのか？

→ 物の性質だけでなく、使用用途等も踏まえて個別に判断いたします。

資産形成につながるもの（PC、タブレット、スマートレジなど）は、対象外となる可能性が高くなります。

□ 機材のレンタルは可能か？

→ 原則可能（長期リース等で資産形成とみなされるものは対象外となる可能性あり）。

□ 補助対象になるかの判断に迷う場合は？

→ 申請前に奄美市ホームページ問い合わせフォームよりご相談ください。

<https://logoform.jp/form/3bCu/734676>



□ 補助対象となるか？（あくまで目安です。ご参考までにご確認ください。）

内容	可否	備考
キャッシュレス決済システム	○	設置するレジ、キャッシュレス決済手数料を除く
対象機器等購入時の送料	○	
Wi-Fi ルーター、プロバイダ料	○	工事費を除く
クラウドサービス導入	○	初期導入費、月額利用料（※） ※ 交付決定後～R7.2月分（支払も2月までに完了するものに限る）
自動受付機	△	
ホームページ制作	×	事業拡大のため導入する HP 制作ツールソフトの導入は○

WEB 広告	×	
施設用 機能付きシャワー等の設備	×	

## ■申請

- ・オンラインで申請できますか？  
→オンライン申請不可。デジタル戦略課、住用産業建設課、笠利産業振興課の窓口にご提出ください。  
最終的には、デジタル戦略課で採択可否を判断します。
- ・他の補助金との併用は可能か？  
→他の補助金との併用申請はできません。
- ・一つの事業者で1件までですか？  
→1事業者につき、1件まで申請可能です。
- ・補助額は税込み？税抜き？  
→税抜き金額に対して3分の2の補助額になります。
- ・受付は先着順か？  
→先着順です。

## ■実績報告

- ・事業が2/28に完了しても、実績報告は2/28までに提出なのか？  
→2/28までにご提出ください。
- ・支払いの証明はレシートでも良いか？  
→原則、領収書を提出してください。  
どうしても領収書を発行できない場合は、事前にデジタル戦略課へご相談ください。

## ■事業後（翌年度以降）

- ・補助事業の調査は行うのか？  
→アンケート等で、その後の活用状況等について確認を行う予定です。